
AMT/NEWSLETTER

Energy

2025 年 3 月

国内外における気候変動／カーボン・クレジット関連規制の最新事情 —日本版排出量取引制度(GX リーグフェーズ 2)の整備等を踏まえて—

弁護士 宮川 賢司

弁護士 香川 遼太郎 / 弁護士 大島 考雄 / 弁護士 上村 聡

/ 弁護士 完山 聖奈 / 弁護士 新庄 絢

Contents

- I. はじめに
- II. 日本国内における動向
- III. 海外における動向
- VI. おわりに

I. はじめに

2025年1月の米国トランプ政権の誕生により脱炭素(カーボンニュートラル)重視の考え方と化石燃料重視の考え方が再び交錯しているが、脱炭素(カーボンニュートラル)又はグリーントランスフォーメーション(GX)について狭義の気候変動対策ではなく中長期的な産業構造の転換だと考えれば、脱炭素の潮流はEU及び日本を中心として止まらないものと思われ、例えばわが国政府は日本の2035年度及び2040年度までの温室効果ガス(以下「GHG」という。)排出削減目標(Nationally Determined Contribution、以下「NDC」という。)において「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」との野心的なNDCを国連気候変動枠組条約事務局へ提出することを決定している¹。脱炭素を後押しする手段の一つとしてカーボン・クレジットが期待されるが、カーボン・クレジット関連規制は各国によって異なる方向に進む可能性が高く、特にグローバルに事業を展開する日本企業にとっては各国のカーボン・クレジット関連規制の動向を注視しつつ投資戦略を練る必要がある。本ニュースレターでは、国内外のカーボン・クレジット関連規制を概観しつつ、日本企業にとっての留意点を概説する。

¹ <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html>

II. 日本国内における動向

1. 日本版排出量取引制度(GX リーグフェーズ 2)等

わが国の政府は、気候変動に関する国際合意であるパリ協定に基づき、2050 年におけるカーボンネットゼロ、2030 年における 2013 年比 46%の GHG 排出削減目標を掲げているが、2030 年まで残り5年と迫っている。

政府としての GHG 排出削減目標をいかに達成するかというマクロ的な戦略を議論する場として GX 実行会議²等が設置され、GX リーグを含む様々なカーボン・クレジット関連規制の方向性が決定されている。例えば、2024 年 12 月 27 日には、「GX2040 ビジョン(案)～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」が公表され、同ビジョン(案)の 35 頁以下において、成長志向型カーボンプライシング構想を実現するための制度措置として排出量取引制度を位置づけ、その具体的な論点についてもこれまでの各種議論を踏まえ、適切な制度設計を行い措置を講じていくことや検討の方向性が示された。

このうち、成長志向型カーボンプライシング構想を実現するための制度措置として排出量取引制度として GX リーグ³が設置され、2023年度～2025年度においては第 1 フェーズとして任意参加の制度が開始されている。GX リーグ第 1フェーズにおいても既にわが国の GHG 排出量の 5 割以上を占める企業が参画しており⁴活発な議論が展開されているが、2026年4月からは EUETS に類似する義務的な排出量取引制度(Cap & Trade 制度)の導入が目指されており、2024年のうちに設置された下記検討会での議論を踏まえて、日本版排出量取引制度(GX リーグフェーズ 2)に関する「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」⁵(以下「2025 年 GX 推進法改正案」という。)が 2025 年 2 月 25 日に閣議決定されるに至った。

- GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ(内閣府)(以下「本 CPWG」という。)
- GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(経済産業省・環境省)(以下「本法的課題研究会」という。)
- カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会(金融庁)(以下「本金融インフラ検討会」という。)

本ニュースレターでは、2025 年 GX 推進法改正案の主要論点並びに上記の本 CPWG、本法的課題研究会、本金融インフラ検討会における議論のうち企業に直接関連する民事法及び規制法の主要論点を紹介する。

(1) 2025 年 GX 推進法改正案

2025 年 GX 推進法改正案は、日本版排出量取引制度(GX リーグフェーズ 2)を法制化するものであり、全てのセクターにおける企業活動への影響が大きいものと思われる。現在は法案段階であり、また関連する内閣府令や政府指針等が未公表であるため詳細は不明な点が多いが、企業の脱炭素戦略立案や排出量取引に影響がある主要論点は以下のとおりである。

- ① 多排出企業の参加義務化:二酸化炭素の直接排出量(いわゆるスコープ 1 排出量)が年間 10 万トン以上の事業者(以下「多排出企業」又は「脱炭素成長型投資事業者」という。)は、日本版排出量取引制度(GX リーグフェーズ 2)への参加が義務付けられる(2025 年 GX 推進法改正案第 33 条等)。
- ② 多排出企業は、業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当される(2025 年 GX 推進法改正案

² https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/index.html

³ <https://gx-league.go.jp/>

⁴ <https://gx-league.go.jp/member/>

⁵ <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001.html>

第 34 条)。多排出企業はこの無償割当分まで GHG 排出削減量を削減する必要があるため、排出枠の無償割当総量が GHG 排出の Cap として機能すると思われる。

- ③ 多排出企業について、無償割当された排出枠の総量を超過する GHG を排出した場合、他の多排出企業から排出枠等を調達する必要が生じる(2025 年 GX 推進法改正案第 37 条・第 38 条等)。この点、排出枠の代替としていわゆる外部クレジット(J クレジット、JCM クレジット、国内外のボランタリークレジット)による相殺(オフセット)がどこまで認められるかが問題となり、今後の内閣府令等が注目される。
- ④ 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営する(2025 年 GX 推進法改正案第 77 条以下)。この排出枠取引市場と他のカーボン・クレジット市場(例えば、東京証券取引所が運営するカーボン・クレジット市場)がどのように連動するかが注目される。
- ⑤ 多排出企業等の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格が設定される(2025 年 GX 推進法改正案第 39 条等)。
- ⑥ 排出枠取引の保護に関する規定(譲渡の効力発生要件、善意取得等)が整備されている(2025 年 GX 推進法改正案第 46 条以下)。なお、京都クレジット(算定割当量)及び JCM クレジット(国際協力排出削減量)について質権設定禁止の規定があるのに対して(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第 51 条、2024 年改正温対法⁶第 57 条の 13)、下記本 CPWG の方針に従い排出枠については質権設定禁止の条文は現状設けられていない。各種カーボン・クレジットを担保とする担保融資・プロジェクトファイナンス等が拡大していく可能性もあるため、カーボン・クレジットの担保化に関する議論が注目される。
- ⑦ 下記本法的課題研究会で議論されているように、排出枠取引所への取引所集中義務や不公正取引規制が設けられる見込みであるため、今後整備される予定の内閣府令やGX推進機構の関連規則が注目される。

(2) 本 CPWG⁷

本 CPWG においては、本格稼働後の第 2 フェーズにおける脱炭素投資を促進するような制度設計全般に対して議論が行われ、特に GX リーグ第2フェーズにおける排出枠⁸に関連する論点の整理が行われた。全 5 回にわたる議論の結果として、事務局から以下の提案がなされ、今後の経済状況・社会情勢等の変化に応じ、継続的な制度の点検や予測可能性を十分に確保した上で、制度の見直しを行っていくことが確認された⁹。

⁶ https://www.env.go.jp/press/press_02855.html

⁷ 内閣官房「GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/carbon_pricing_wg/kaisai.html

⁸ 「排出枠」の正式な定義は未公表であるものの、「企業が 1 年間に排出することができるスコープ 1 排出量の総量に関する枠」が想定されていると思われる。今後の制度詳細に関する発表次第ではあるが、例えば、ある企業が過去 3 年間において年間ベースでスコープ 1 排出量を 20 万トンずつ排出していたとして、2026 年度に 15 万トンの排出枠が無償で交付されたとすれば、当該企業は 2026 年度のスコープ 1 排出量として年間 15 万トンの排出まで認められることになり、仮に 2026 年度に年間 14 万トンしか排出しなかったとすれば 1 万トン分の余剰排出枠を処分することができる一方で、2026 年度に年間 16 万トン排出してしまったら 15 万トンを超過する 1 万トン部分について相殺(オフセット)するための排出枠等を調達する必要が生じることとなる。

⁹ 本 CPWG における議論の詳細については、以下の商事法務ポータル掲載の記事を参照。

SH5109 内閣官房、GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ(第 1 回)を実施 宮川賢司/香川遼太郎/上村聡/栗田悠大(2024/09/25) | 商事法務ポータル

SH5253 内閣官房、GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ(第 4 回)を開催 宮川賢司/香川遼太郎(2024/12/24) | 商事法務ポータル

第 2 フェーズの制度の枠組みに関する論点	具体的な提案内容
① 制度の基本的な考え方	① 一定規模以上の排出を行う事業者に対して、毎年度、排出実績と等量の償却を求める。そのために、全量無償割当制度を導入する。
② 制度対象者	② 温室効果ガス(GHG)の直接排出量(以下、「スコープ 1 排出量」という。)の CO2 換算で年間 10 万トン以上を排出する企業(以下「多排出企業」という。)
③ 排出枠割当ての考え方	③ 特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心に、業種別のベンチマークに基づいて算定を行うこと、及びベンチマークの策定が困難な分野については、グランドファザリングによる割当てを行うこと
④ 対象者への規律(償却義務履行に係る規律付け)	④ 償却義務を履行しない場合、調達不足量に応じた金銭の支払いを求める。
⑤ 排出枠取引所(排出枠の取引に関する規律)	⑤ 排出枠に関する取引注文が取引所に集中するような措置(取引所集中義務等)を講じることが提案された。また、市場取引参加者については、排出枠取引に関する一定の経験を有することなどを要件として一部の事業者の参加を認めること
⑥ 投資の予見性(価格安定化措置)	⑥ 排出枠に関する取引価格の上限・下限を設定し、その価格帯をあらかじめ示すことで、取引価格の予見可能性を高め、投資を促進していくことを前提に、上下価格の水準は、今後の産業界等の意見を踏まえて決定する方針

(3) 本法的課題研究会¹⁰

本法的課題研究会においては、排出量取引制度のうち排出枠に関連する憲法、行政法、民事法上の論点等についてより具体的に議論が行われ、「GX 実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書(案)」¹¹(以下「本報告書案」という。)が取りまとめられた。以下では、本報告書案を踏まえて本法的課題研究会(第 6 回)で提案された対応方針のうち民事法、規制法及び市場取引のあり方についての議論に絞り紹介する¹²。

¹⁰ 経済産業省・環境省「GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/index.html

¹¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/006_06_00.pdf

¹² 本金融インフラ検討会における議論の詳細については、以下の商事法務ポータル掲載記事を参照。

SH4960 経済産業省・環境省、第 1 回 GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024 年 5 月 17 日)を実施 宮川賢司／香川遼太郎／藏野舞(2024/05/31) | 商事法務ポータル

SH4996 経済産業省・環境省、第 2 回 GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会を実施 宮川賢司／香川遼太郎／栗田悠大(2024/06/28) | 商事法務ポータル

SH5059 経済産業省・環境省、第 3 回 GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会を実施 宮川賢司／香川遼太郎／上村聡／完山聖奈(2024/08/21) | 商事法務ポータル

SH5085 経済産業省・環境省、第 4 回 GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会を実施 宮川賢司／香川遼太

民事法上の論点	
排出枠の性質	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全量割当てに伴い割り当てられる排出枠は電子的にシリアル番号を付すことで管理することを想定する。排出枠は GHG(スコープ1排出量)とのオフセット(相殺)ができるという観点で代替性を有する権利でもあるため、排出枠の「量」(CO2 換算で何トンか)が重要となる。
取引に関する規律のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 権利帰属、移転の効力発生要件・排出枠の善意取得等について法整備することを検討する(登録簿の記載により権利移転をすることを想定する。)。他方で、GX リーグ第 2 フェーズ開始当初は流動性が低いことが見込まれるため、第三者保護規定に係る主観的要件の緩和(無重過失者の保護)は行わないことを想定する。 ■ 真正な排出枠の保有者と記録上の保有者が異なる場合、真正な保有者から記録上の名義人に対して、記録の書換えを請求できる権利を法律上明記することも検討する。
担保権に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法律において質権設定禁止規定は設けない¹³ものの、登録簿の記録において、GX リーグ第 2 フェーズ開始時には登録簿における記録上の対応も制度開始当初は行わない想定のため、GX リーグ第 2 フェーズ開始時には事実上質権は設定できない(但し、譲渡担保であれば検討の余地がある。)
排出枠の市場取引に関する論点	
取引業者・仲介業者への規律のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場取引参加者について、制度対象者以外にも取引の経験を有することなどを要件として一部の事業者の参加を認める。 ■ 上記を前提に、取引参加者は制度対象者と一定の事業者となり、個人等は想定されないことから、取引業者・仲介業者への法律上の規律は定めのないものとする。
排出枠取引所への規律のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取引所集中義務を課し、一定の要件を満たし政府が監督する取引所で排出枠の取引所取引が行われることを担保する措置を検討する。
不公正取引への対応のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取引所の業務規程により市場参加者に対して不公正取引を禁止し、違反した市場参加者は、取引所取引から排除すること等を検討する(但し、相場操縦・インサイダー取引等の行為を不公正取引と捉えるか、不公正取引と捉えるとして具体的にどのような要件とするかは今後具体的に検討する。)

[郎／上村聡／完山聖奈\(2024/09/06\) | 商事法務ポータル](#)

[SH5183 経済産業省・環境省、第 5 回 GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会を実施 宮川賢司／香川遼太郎／栗田悠大\(2024/11/08\) | 商事法務ポータル](#)

[SH5272 経産省・環境省、第 6 回 GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会を実施 宮川賢司／香川遼太郎／上村聡\(2025/01/15\) | 商事法務ポータル](#)

13 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第 51 条及び 2024 年改正温対法第 57 条の 13 によれば、算定割当量(いわゆる京都クレジット)及び国際協力排出削減量(いわゆる二国間クレジット又は JCM クレジット)については質権設定禁止とされているが、各種カーボン・クレジットの発生根拠となる GHG 削減プロジェクトへのプロジェクトファイナンスを後押しする観点からはカーボン・クレジットへの担保権設定が必要となる可能性があり、今後各カーボン・クレジットの質権設定禁止に関する議論が活発化するものと思われる。

(4) 本金融インフラ検討会¹⁴

本金融インフラ検討会においては、カーボン・クレジットに関する取引インフラの整備の方向性について議論が行われた。現時点までに検討会は、第 3 回まで開催され、ボランティア・カーボン・クレジット取引の透明性・健全性を高めるためにカーボン・クレジット取引のあり方やブロックチェーン等のテックの同取引への活用のあり方等について議論が進展している¹⁵。

他方で、GX2040 ビジョン(案)や本法的課題研究会等では、外部クレジット(J クレジット等)を活用して排出量取引を行っていくこと、そのために既存法制度との整理を行う必要等が指摘され、今後の検討対象とされているため、カーボン・クレジット取引が GX リーグ第 2 フェーズにおいてどのように活用されていくことになるのか注視していく必要がある。

2. 開示関連規制

金融庁の金融審議会は、2024年3月29日にサステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan)が公表した基準案(以下「SSBJ 基準案」という。)を土台とし、サステナビリティ情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うことを目的として、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「サステナ情報開示 WG」という。)を設置した。

開示基準のあり方に関し、SSBJ 基準案につき、国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board)が公表している基準(以下「ISSB 基準」という。)との機能的な整合性が確保されることを前提として、SSBJ 基準を金融商品取引法令に取り込むとの方針が示された。そのほか、サステナ情報開示 WG(第 5 回)では、①SSBJ 基準の適用対象・時期及びサステナビリティ情報の開示時期・開示方法、②海外に向けた情報開示のわが国での開示方法、③サプライチェーン全体の GHG 排出量(以下「スコープ3排出量」という。)の開示、④サステナビリティ情報開示にかかる重要な虚偽記載等並びに⑤保証制度について議論がなされている。

(1) サステナ情報開示 WG の概要

サステナ情報開示 WG においては、全 5 回にわたり、サステナビリティ情報開示、サステナビリティ保証制度、サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性に関する議論が行われた。現状の金融商品取引法(以下「金商法」という。)においてはサステナビリティ情報の開示義務はあるが、企業における GHG 排出総量の開示義務は存在しない。サステナ情報開示 WG では、2027年度頃から、東京証券取引所プライム市場上場で時価総額3兆円以上の企業を対象に GHG 排出総量の開示を義務化する方向で議論が進んでいる。

(2) サステナビリティ情報の開示に関する論点

これまで、2023年1月31日施行の改正により追加された企業内容等開示ガイドライン 5-16-2¹⁶における将来

¹⁴ 金融庁「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」

https://www.fsa.go.jp/singi/carbon_credit/index.html

¹⁵ 本金融インフラ検討会における議論の詳細については、以下の商事法務ポータル掲載記事を参照。

SH4999 金融庁、カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会(第 1 回) 宮川賢司／香川遼太郎／上村聡(2024/07/01) | 商事法務ポータル

SH5128 金融庁、カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会(第 2 回) 宮川賢司／香川遼太郎／上村聡(2024/10/04) | 商事法務ポータル

SH5239 金融庁、カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会(第 3 回)を実施 宮川賢司／香川遼太郎／大島考雄(2024/12/11) | 商事法務ポータル

¹⁶ https://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/250221_kaiji.pdf

情報の虚偽記載等の責任に関する記載に加え、特にスコープ3排出量の開示について、セーフハーバーを整理すべきと議論がなされてきた。これは、特にスコープ3排出量の開示は、提出会社による直接的な統制が及ばない第三者(サプライチェーン上における直接又は間接の取引先等)のデータに依存するという不確実性をはらむためである。そこで、サステナ情報開示 WG(第 4 回)では、①直接的な統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、かつ、②その開示内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合には、虚偽記載等の責任を負わないとの方向で、同ガイドラインを改正し、明確化を図ることが事務局より提案された。これに対しては、各委員から概ね賛同の意見が得られていた。これに対し、本議論はバリューチェーン情報一般にも妥当するものであるためスコープ3排出量に限る必要はないとの意見も出された。

サステナ情報開示 WG(第 5 回)では、スコープ3排出量の開示に係る虚偽記載等のセーフハーバーについて、同ガイドラインの改正による対応を行うことを前提に、法律改正の要否も含めて検討を継続していくことが確認された。

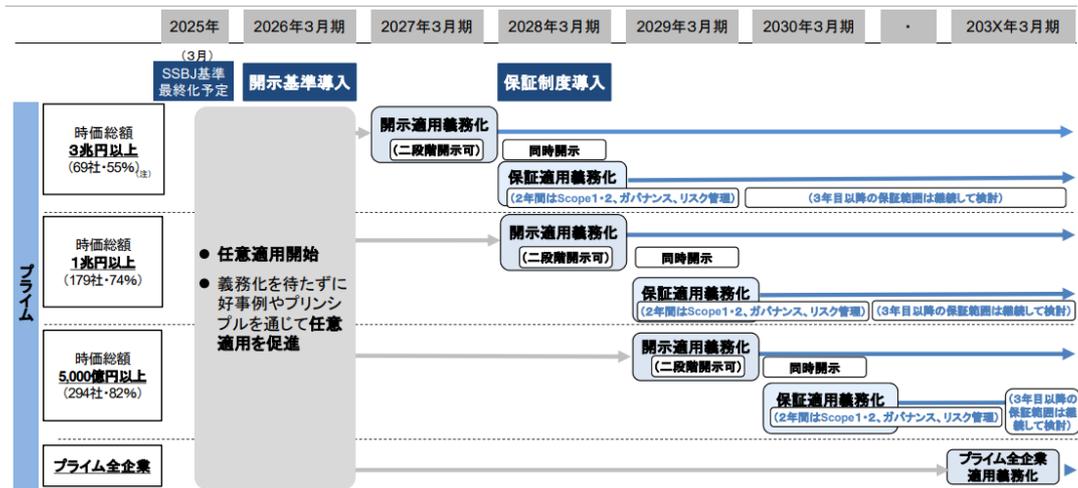
(3) サステナビリティ保証制度に関する論点

サステナビリティ保証制度の導入につき、保証の範囲・水準等、保証業務の担い手、保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準、保証業務実施者への検査・監督のあり方、自主規制機関の運営主体のあり方・役割が論点となっていたところ、各論点について制度の方向性の案が示されている。当該案の概要は以下のとおりである。

論点	保証制度の方向性(案)
保証の範囲・水準等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時価総額 3 兆円以上、1 兆円以上、5,000 億円以上のそれぞれについて、保証制度導入から 2 年間は保証範囲をスコープ 1、スコープ 2、ガバナンス及びリスク管理とし、3 年目以降は、国際動向等を踏まえて、サステナ情報開示 WG において継続して検討する。
保証業務の担い手・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保証業務の担い手は、サステナビリティ保証業務を公正かつ確に遂行するに足りる体制が整備されていることを条件に、監査法人に限定されない profession-agnostic 制度とする。
保証業務の登録制度、義務・責任	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保証業務実施者の保証の質を確保するための登録制度を導入する。 ■ 監査法人であるかその他の保証業務提供者であるかにかかわらず、義務・責任、倫理・独立性等を制度上同等のものとする。
保証基準、検査監督、自主規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際的な保証基準を参考にしつつ、わが国独自の保証基準を作成する。 ■ 監査法人であるかその他の保証業務提供者であるかにかかわらず、検査監督・自主規制は同じものとする。

(4) サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

上記の方向性のほか、以下のとおり、保証制度のロードマップが示された。また、ロードマップに関して、今後の検討事項として以下の項目が掲げられた。すなわち、①保証業務実施者は、新たな登録制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務者を想定し、当該保証業務実施者が必要に応じて外部専門家を活用すること、②保証適用の制度概要について、保証水準は限定的保証とし、今後、実施の状況や国際動向等に基づいて合理的保証への移行の可否を再検討すること、③保証範囲について、保証適用義務化から 2 年間はスコープ 1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3 年目以降は国際動向等を踏まえて検討することの 3 点である。



出典：サステナ情報開示 WG(第 5 回)資料 1「事務局説明資料」(金融庁、2024 年 12 月 2 日)¹⁷ 21 頁

今後、サステナビリティ保証の範囲・水準等及び業務の担い手についてはサステナ情報開示 WG で引き続き議論される一方、業務の担い手の登録要件・義務責任、保証基準及び倫理・独立性基準のあり方、保証業務実施者への検査・監督のあり方、自主規制機関の役割、任意保証の義務責任等については、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置して議論される予定である。

3. カーボン・クレジット取引の実務上の課題

(1) 法的性質論

2024 年 6 月 27 日、金融法委員会は、「論点整理 カーボン・クレジットの私法上の位置付け 法的性質及び帰属・移転の法理を中心に」を公表しており、排出枠以外の外部クレジット(ベースライン&クレジット型のクレジット、すなわち J クレジット¹⁸等)に関する民事法上の論点が議論されているため、以下に紹介する。

ア カーボン・クレジットの私法上の性質

カーボン・クレジットの私法上の性質は、①カーボン・クレジットに係る権利は口座簿上の記録の外に存し、その帰属・移転が口座簿上の記録によって証され規律されるとする立場と、②口座簿上の記録そのものがカーボン・クレジットに係る権利であると捉え、口座簿上の記録の外に何らかの権利があるとは考えない立場の 2 つがある。

②の立場によれば、記録と権利の所在が常に一致することとなり、記録の移転がそのまま権利の移転として取り扱われる旨を比較的無理なく説明することができる。しかし、このような整理は、カーボン・クレジットに関わる取引当事者の一般的な理解とは乖離しているため、①の立場が取引当事者の理解と整合すると思われる。

次に、カーボン・クレジットは物理的実体を伴うものではなく、その存在は口座簿の記録によっているため、有体物ではない。したがって、カーボン・クレジットは、所有権の客体とはならないと考えるのが自然である。

そして、カーボン・クレジットの法的性質について、(i)契約上の権利の束又は口座管理者に対する債権として捉える立場や、(ii)物権、債権等法律の明文で定められたもの以外の財産権の一種として捉える立場の 2 つがあるが、これまでの取引実務等を踏まえると(ii)の立場が整合的であると思われる。

¹⁷ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20241202/01.pdf

¹⁸ J クレジットとは、日本国内において行われる GHG 排出削減除去プロジェクトに関して付与されるカーボン・クレジットをいう。詳細は、下記リンク参照。

<https://japancredit.go.jp/about/outline/>

イ カーボン・クレジットの帰属と移転

社債、株式等の振替に関する法律上の振替社債等に関しては、振替口座簿中の口座の記載又は記録によって権利の帰属が定まる旨が明文中で定められており、口座における増減額の記録(振替)により、権利移転の効果が生ずるものとされている。振替社債等と同様に、口座簿の記録によって管理され、当該記録から離れた権利の移転が想定されていないカーボン・クレジットについても、口座の記録が権利移転の効力要件となると考えることがこれまでの取引実務等に整合する。

(2) 契約雛形等

海外のカーボン・クレジット取引に関しては、例えば、IETA(International Emissions Trading Association)やISDA(International Swaps and Derivatives Association)が契約雛形(英文)を公開しており¹⁹、取引の迅速化及び取引コストの低減に役立っている。わが国におけるカーボン・クレジット取引が活性化することが見込まれる中において、和文での取引契約雛形の整備が望まれる。

(3) グリーンウォッシュリスク対応

企業がグリーンウォッシュ(実際は環境改善効果がないにもかかわらず、環境面で改善効果があると称すること)を行うことにより、消費者や投資家が適切な消費や投資の判断を行うことができず、かえって環境問題が悪化してしまうというリスクや、企業としても消費者や投資家からの信頼を喪失するといったリスクが生じる。

欧米では、日本の景品表示法が対象とする優良誤認表示を超え、グリーンウォッシュに特化した規制が進んでいる。2023年3月には、欧州委員会が「グリーン・クレーム指令案」を公表し、環境に関する主張が公認の科学的証拠と最新技術に基づく評価であること、製品やサービスのライフサイクル全体を通じて影響を評価すること、また主張が製品全体に関するものか一部に限定されるものかを明確にすることなどを求めている。同年9月には、EU理事会と欧州議会が不公正商慣習指令(UCPD)及び消費者権利指令(CRD)の改正で暫定合意した。また、米国では、連邦取引委員会(FTC)が環境広告に対する規制を行い、指針「Green Guides」を公表している。このように、グリーンウォッシュをめぐる規制の議論は世界各国で活発化しており、規制内容の正確な把握は難しい状況であるが、法改正の状況やグリーンウォッシュ訴訟の動向を把握し、可能な限りそれらに沿った対応をすることが求められる。

グリーンウォッシュ訴訟は、消費者保護法だけでなく、不当利得、不当表示、明示的な表明違反といった規制法以外の法的根拠に基づいて提起される点が特徴である。そのため、企業としては、輸出先や事業展開先の国内法規制に加え、推奨されるガイドラインや、自社の公表済みの環境指針や規約に沿った対応を取ることで、リスクを低減し、事業の信頼性を向上させることが重要である。

III. 海外における動向

1. パリ協定/COP29

パリ協定3条は、すべての締約国に対し、「国が決定する貢献」(Nationally Determined Contributions、以下「NDC」という。)²⁰として、5年ごとに温室効果ガスの削減目標を作成することを求めている(4条2項)。そして、6条では、NDCを実現するべく各締約国が協力して得られた追加的な排出削減量等のクレジットを、協力した国や企業等で

¹⁹ 例えば、下記リンク参照。

<https://www.ieta.org/resources/trading-documents/>

<https://www.isda.org/book/2022-isda-verified-carbon-credit-transaction-definitions/>

²⁰ 日本のNDCについては、下記リンク参照。

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html>

分配・移転するメカニズムが設けられている。もっとも、6 条の運用の詳細なルールについては、合意に至っていない部分が多かった。

2024 年 11 月にアゼルバイジャン共和国(バクー)で行われた国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議(COP29)、パリ協定第 6 回締約国会合(CMA6)では、6 条の詳細な運用ルールについて合意²¹がなされ、同条に基づくメカニズムの完全運用化が実現した²²。合意された事項のうち、注目すべき点は概ね下表のとおりである²³。

条文	メカニズムの概要	合意された内容
6 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> 2 以上の締約国が協力して行った対策により、ある締約国が得た「国際的に移転される緩和の成果」(Internationally Transferred Mitigation Outcomes、以下「ITMOs」という。)を、他の締約国のNDC達成を目的として移転させるためのメカニズム。 各締約国が管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ITMOs の移転の要件とされている締約国政府による承認の内容に、承認日付、ITMOs の量、活用目的、相当調整²⁴の開始等の項目を入れることを義務化。 初期報告の項目として、相当調整の実施手法、温室効果ガスの放出対応等を追加。 その他、情報の不一致の特定・通知・訂正プロセス等について決定。
6 条 4 項	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発を促進するために、2 以上の締約国が協力して行った対策により、ある締約国が得た排出削減量を、他の締約国のNDC 達成を目的として移転させるためのメカニズム。 国連が管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの方法論の要件に関する基準を確認。 吸収・除去活動に関する要件を定める基準を確認。

わが国が主導して発行しているJCMクレジット²⁵は、上記6条2項に基づく ITMOsとして期待されており、また政府による2030年のGHG46%削減目標のうち1億トンのJCMクレジット活用が見込まれている。パリ協定6条に関するルールが確定し運用が進む中で、JCMクレジットへの投融資が活性化されることが期待される。

2. ボランタリー市場

2024年11月のCOP29においてパリ協定6条の詳細ルールが確定するまでの間、海外市場では海外 NGO が認定発行する海外ボランタリー・カーボン・クレジット(以下「海外 VCC」という。)の取引が活発に行われていたが、海外VCCについては、グリーンウォッシュ(見せかけの環境対策)との批判が根強く存在する。そこで、下記のように海外VCCの品質を担保する議論が進んでいる。

²¹ <https://unfccc.int/documents/643663>

<https://unfccc.int/documents/643666>

<https://unfccc.int/documents/642623>

²² https://www.env.go.jp/press/press_04099.html

²³ 表で説明する 2 つのメカニズムのほか、6 条 8 項では非市場型のメカニズムが定められている。COP29 では同項についての合意もなされたが、本稿では説明を割愛する。

²⁴ 各締約国の NDC 達成のための削減量の二重計上を防止するため、削減量を移転元の締約国の排出量に上乗せすることをいう。

²⁵ 二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism)に基づき発行されるカーボン・クレジット。JCM とは、途上国等への優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDC の達成に活用する制度のことをいう。詳細は下記リンク参照。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/index.html

(1) CVCM

ICVCM(The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market)とは、カーボン・クレジット、とりわけ、海外VCCについてのクレジットの品質要件を設定する独立した機関である。同機関は、海外 VCC のうち「質が高い海外 VCC」であることを担保する基準として、Core Carbon Principle²⁶(以下「CCP」という。)を公表している。

ICVCMは、その評価基準として、①プログラムレベルの評価、②カテゴリーレベルでの評価という 2 段階の評価フレームワークを用いている。①においてクレジットの運営主体によるクレジットプログラムが認証されるとCCP適格(CCP-Eligible)となり、②において発行されたクレジットの方法論が認証されるとCCP承認(CCP-Approved)となる。

特定のクレジットがCCP適格と認められるためには、クレジットプログラムが、ICVCMアセスメントフレームワーク²⁷に準拠した手続等を備えていなければならない。また、CCP適格と認められたクレジットプログラムは、CCP承認の根拠となった方法論について、確実な実施を保証しなければならず、このような方法によってCCP適格及びCCP承認の判断の基礎となった基準やコミットメントの維持が保証されている。また、当該保証プロセスの一環として、インテグリティ協議会(Integrity Council)は市場情報のレビューやステークホルダーからの意見の募集、苦情や問題のモニタリングを実施している。

ICVCMの公表資料によれば、海外VCC市場のマーケットシェアが大きい海外VCCであるVerra²⁸認証のものと及びGold Standard²⁹認証のものについてCCP適格が認めれるに至った³⁰。今後は、CCP適格な海外VCCの取引価格がいくらになるか、またCCP適格な海外VCCについて需要に見合う供給量が確保されるか等が注目される。

(2) CORSIA

国際民間航空機関(ICAO)による国際航空部門における脱炭素のための枠組みである CORSIA(Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation)は、技術革新、運用改善、持続可能な航空燃料の使用に加えて、オフセットスキームによって国際航空部門の温室効果ガスの排出削減を目指している。国境を越えて活動する国際航空はパリ協定により捕捉が難しいため CORSIA が設けられており、直接的には大手国際航空会社が義務対象となる。しかし、カーボン・クレジットの品質が問題となる中、下記の CORSIA 適格と認められることは一つの品質保証として機能する側面がある。

CORSIAは2021年から2035年までを3つのフェーズに分け、フェーズ毎に参加義務の有無や範囲が異なる。3つのフェーズとは①パイロットフェーズ(2021年から2023年)、②第1フェーズ(2024年から2026年)、③第2フェーズ(2027年から2035年)であり、現在は第1フェーズの段階にある。第1フェーズでは、大手国際航空会社は、自発的に参加した国間の航路について温室効果ガス削減義務があり、下記(a)の適格カーボン・クレジット(第1フェーズ)によるオフセットが認められ、主要な航空会社による CORSIA でのオフセット義務の達成のための、大規模なクレジット需要が今後も見込まれる。本稿執筆時点において、129 国が参加しており³¹、これにより国際線の大部分が CORSIA に服している。なお、第2フェーズでは、すべての国で CORSIA への参加が義務付けられる予定となっている。

²⁶ <https://icvcm.org/the-core-carbon-principles/>

²⁷ <https://icvcm.org/assessment-framework/>

²⁸ <https://verra.org/>

²⁹ <https://www.goldstandard.org/>

³⁰ <https://icvcm.org/assessment-status/>

³¹ <https://www.icao.int/environmental-protection/corsia/pages/state-pairs.aspx>

ア 適格カーボン・クレジット(CORSIA Eligible Units) ³²

従前より、Verra、Gold Standard を含む多くのカーボン・クレジットが適格カーボン・クレジット(パイロットフェーズ)として認められていたが、2024年10月には、新たにVerra、Gold StandardがCORSIA適格カーボン・クレジット(第1フェーズ)として認められるに至った。CCP適格の議論と同じく、今後、CORSIA適格な海外VCCの取引価格がいくらになるか、またCORSIA適格な海外VCCについて需要に見合う供給量が確保されるか等が注目される。

イ CORSIA 適格燃料(CORSIA Eligible Fuel)

航空事業者が、持続可能な航空燃料(SAF)や低炭素航空燃料(LCAF)の使用によるオフセット義務の削減を主張するためには、当該燃料がCORSIA適格燃料と認められたものでなければならない。なお、燃料がCORSIA適格燃料と認められるのは、①RSB(Roundtable on Sustainable Biomaterials)又は②ISCC(International Sustainability and Carbon Certification)の持続可能性認証スキーム(SCS)による認証を受けた場合である³³。

3. 海外における近時の気候変動・グリーンウォッシュ関連訴訟等

欧米等において、大手航空会社に対する訴訟³⁴を代表例として、気候変動・グリーンウォッシュ(見せかけの環境対策)に関連する訴訟等の動きが活発化している。わが国の企業にとっても、カーボン・クレジット取引に伴う訴訟リスク等を検証する上で参考になる。以下では近時の事例をいくつか紹介する。

(1) ベルギー | NPO v. 国立銀行³⁵

ベルギー国立銀行が、化石燃料やその他の温室効果ガスを大量に排出する企業の社債を購入する際に環境、気候、人権の要件を満たしておらず、EU法違反があると主張して、NPOが提訴した。本件はNPOの取下げにより終了した。

(2) オーストラリア | 規制当局 v. 資産運用会社³⁶

資産運用会社のESGファンドは、開示資料等において、化石燃料等の特定の業界に関連した事業活動を行う発行体をスクリーニングしたと表示していたが、実際の商品にそのようなスクリーニングがなされていなかったとして、規制当局により提訴された。規制当局が勝訴している。

³² https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Documents/CORSIA%20Eligible%20Emissions%20Units/CORSIA_EEU_Oct2024.pdf

³³ 国土交通省航空局カーボンニュートラル推進室「CORSIA適格燃料 登録・認証取得ガイド」(第二版、2024年3月29日) <https://www.mlit.go.jp/koku/content/001619071.pdf> 8頁

³⁴ Berrin v. Delta Air Lines Inc. US District Court Central District of California Case No.: 2:23-cv-04150 <https://climatecasechart.com/case/berrin-v-delta-air-lines-inc/>

Stichting Ter Bevordering Van De Fossielvrij-Beweging v. Koninklijke Luchtvaart Maatschappij N.V. <https://uitspraken.rechtspraak.nl/details?id=ECLI:NL:RBAMS:2024:1512>

³⁵ ClientEarth v. Belgian National Bank <https://climatecasechart.com/non-us-case/clientearth-v-belgian-national-bank/>

https://climatecasechart.com/wp-content/uploads/non-us-case-documents/2022/20221129_2138C_press-release.pdf

³⁶ <https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2024-releases/24-061mr-asic-wins-first-greenwashing-civil-penalty-action-against-vanguard/>

(3) アメリカ | カーボン・クレジットの超過発行に関する補償請求³⁷

ボランティアクレジットの発行団体は、カーボン・クレジットの開発を行う企業に対して発行した 500 万ユニット以上のクレジットについて発行を取り消し、補償金の支払いを求めた。当該企業は、アジア・アフリカ地域において、調理用コンロの燃料をクリーンな燃料に代替させるプロジェクトを行っていたが、同プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減効果を過大評価していたとされている。

(4) 日本企業の留意点

上記のとおり、海外における気候変動・グリーンウォッシュ(見せかけの環境対策)に関連するリスクは増大している。例えば、海外市場でカーボンニュートラル商品やサービスを展開する場合には、「カーボンニュートラル」と主張する根拠としてCCP適格やCORSIA適格の海外VCCを活用する等により、当該リスクに備える必要がある。

IV. おわりに

カーボン・クレジット関連規制への対策は、上記のとおり各種規制リスクや訴訟リスク等を伴うものであるが、一方でGHG 排出削減技術やプロジェクトへの投融資を拡大する等により新たなビジネスを生み出すこともできる。企業としては、まずは自社及びサプライチェーンのGHG 排出量を把握した上で2030年又は2050年に向けてのGHG 排出削減目標を立て、これを国内外の投資家にアピールすることで ESG 投融資を呼び込むこともできる。2026年度の義務的排出量取引制度開始を前に、攻めの経営としての脱炭素戦略の策定が望まれる。

³⁷ <https://verra.org/verra-cancels-5-million-overissued-credits-linked-to-c-quest-capital/>
<https://www.theguardian.com/environment/2024/oct/04/ex-carbon-offsetting-boss-kenneth-newcombe-charged-in-new-york-with-multimillion-dollar>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 宮川 賢司 (kenji.miyagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 香川 遼太郎 (ryotaro.kagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 大島 考雄 (takao.oshima@amt-law.com)
 - 弁護士 上村 聡 (so.kamimura@amt-law.com)
 - 弁護士 完山 聖奈 (seina.kanyama@amt-law.com)
 - 弁護士 新庄 絢 (aya.shinjo@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。